

協議第71号「地域審議会等の取扱いについて」に係る参考資料

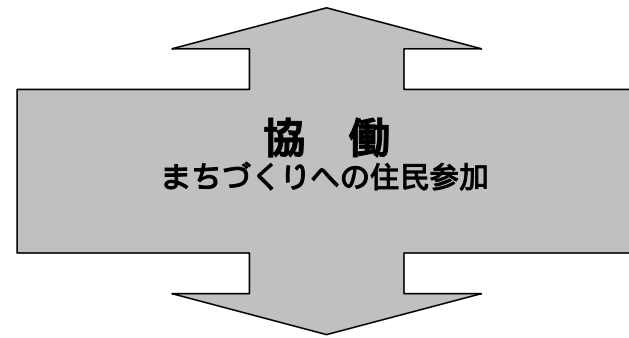
協定項目 第10号

大野郡5町2村合併協議会

まちづくりにおける時代の潮流（国・県の方向性）

第27次地方制度調査会最終答申（平成15年11月）

基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が必要である。また、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築が喫緊の課題となっている。このため、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体に求められる重要な機能のひとつである。こうしたことから、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。



新市におけるまちづくりの方向

市民が参加する協働・共創のまちづくり

成熟した社会にあって、行政、企業と住民の関係が大きく変わろうとしています。特に近年、福祉、環境、国際交流、教育、災害対策等の分野では、住民活動が契機となって、民間主導によっても社会に貢献できることが明らかになっています。現在、注目を集めている住民活動としてのNPOやボランティア団体の参画がまちづくりに欠かせないものとなってきています。

新市においては、自然・文化等の地域財産を次代に継承していかなければなりません。これまでに培ってきた地域アイデンティティや誇りを礎として、各種のまちづくり施策を展開していくには、行政のみでは限界があり、地域の伝統や風習の伝承はもちろんのこと、「美しい自然を守る」「福祉を地域で支え合う」等、市民の全面的な協力・参加が不可欠です。よって、今後のまちづくりにおいては、民間と行政の役割分担・責任分担のシステムを確立していくことが必要です。

そのため、合併を機に、多くの市民が新市のまちづくりに参画できるようにするため、NPO、ボランティア等の市民グループの設立・育成を支援するとともに、グループ・団体間のネットワークを図りながら、パートナーシップを構築し、協働・共創のまちづくりを進めることを目指します。

〜 大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画（原案）から 〜

これまでの指摘や問題点の整理

1. 「協働」のまちづくりを行う上で、地域審議会設置で十分なのか？

（回答）地域審議会、地域自治区、合併特例区のいずれかを設置したとしても、「協働」のまちづくりが自然発生的にできるものではありません。要は、住民・ボランティアの皆さんの積極的な協力、それを受け入れ、育成・強化、支援する行政側の整備等、新市のまちづくりにおける「協働・住民参加」のシステムづくりが最も大切です。住民側における「行政任せ」、行政側における「親方日の丸」的な従来型の慣習では、「協働」のまちづくりなどできようはずもありません。合併を機に、住民と行政との責任分担を明確にし、共に手を携えながら、早期に「協働」のまちづくりを確立することが求められています。

2. 協働活動の拠点機能を地域審議会の中でどのように根拠付けするのか？

（回答）地域審議会設置の協議書でその機能を謳い込むか、または、総合支所の分掌事務として条例・規則等で謳い込むかの選択になります。

3. 地域審議会の設置だけで、地域自治区と同等な機能ができるのか？

（回答）別紙のように、支所（法律上は事務所）に地域協議会を加えたものが地域自治区です。地域協議会は、地域審議会と同様、地方自治法第138条の4第3項に規定された市町村の附属機関です。法律上の文言の違いはあれ、基本的には地域審議会と同じ機能であることは言うまでもありません。法的には、支所に地域審議会を加えれば、地域自治区と遜色のない組織ができることとなります。

したがって、新市（豊後大野市）は、当面、総合支所方式を採用することとなっており、総合支所単位（旧町村ごと）に地域審議会を設置すれば、実質的には地域自治区の機能を有することとなると思われます。

4. そもそも地域審議会と地域協議会は違うものではないか？

（回答）上記のように、両者とも地方自治法上の新市（豊後大野市）の附属機関となります。法律上の文言に若干の違いはありますが、基本的には同じであるといえます。

5. 提案済みの協議書では、地域審議会は諮問機関そのものではないか？

（回答）既に提案した協議書の内容は、年2回の開催、市議会議員の委員委嘱等、地域審議会が諮問機関に限定されたかのような扱いとなっています。このことにつきましては、大変申し訳ない次第です。

したがって、地域審議会の設置が確認された場合は、協議書の内容は「協働活動の拠点」機能を盛り込むよう、早急に改めていきたいと考えています。

6. 将来的にわたり地域審議会の設置だけで大丈夫なのか？

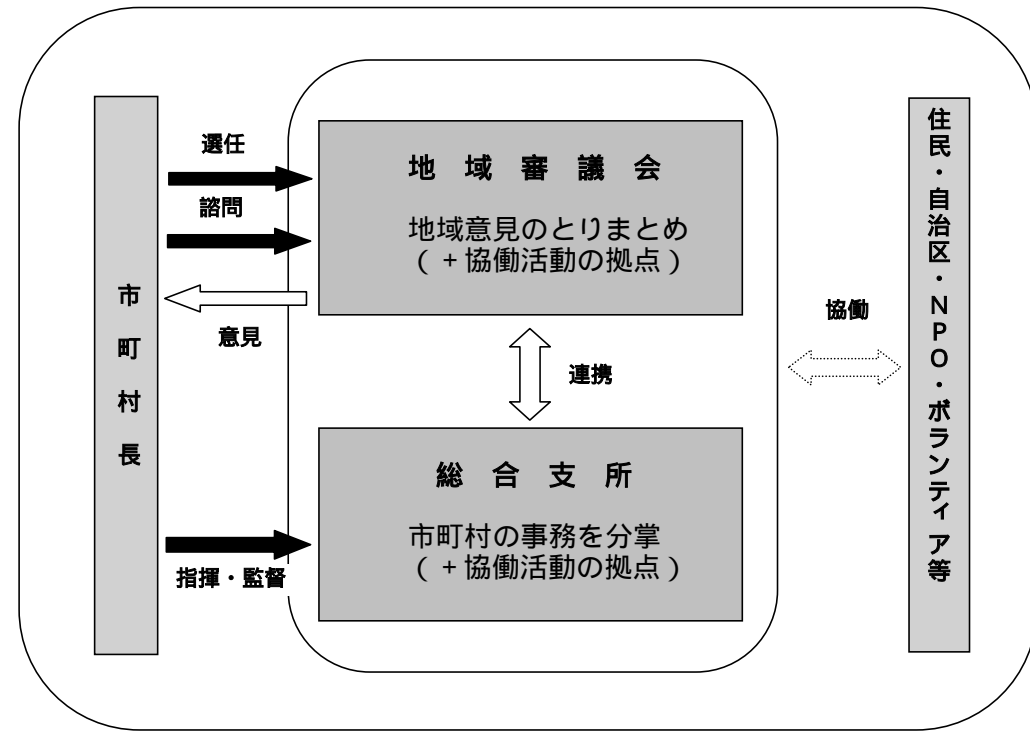
（回答）地域審議会は、平成11年の合併特例法の改正によって創設された制度です。したがって、近年合併した自治体並びに来年3月末までに合併予定の地域ほとんどが地域審議会を設置または設置することとなっています。地域自治区は、先の第159国会で制度化されたものであり、今年の12月に施行される予定です。

したがって、先進事例の多い地域審議会を設置することが現実的かつ効率的な対応であると思われます。

なお、地域自治区については、条例の制定によって設置可能なことから、全国的な今後の先進事例を参考としながら、新市（豊後大野市）において検討することが適当であると考えています。

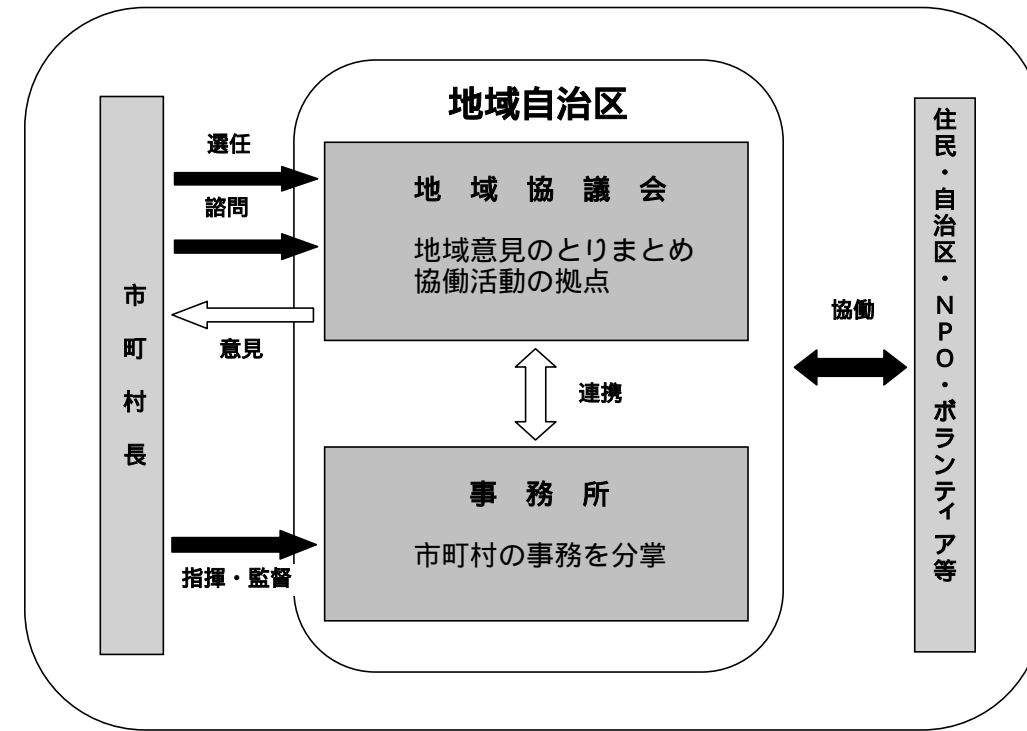
地域審議会と地域自治区の比較

地域審議会



地域自治区

…… 合併の際の特例あり



地域審議会とは？

当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、合併市町村の長に意見を述べるができる。
(合併特例法第5条の4)

地域自治区の機能・権限とは？

市町村長の事務を分掌し、これを地域住民の意見を反映させつつ処理する。(権限及び予算を委譲することも可能)

なお、市町村長の事務を分掌する点では、支所と類似するが、次の点が異なる。
地域協議会を置くこと。
合併に伴い設置する場合には、一定期間、区長(特別職)を置くことができる。
住居表示には、市の名称とともに区の名称を冠する必要がある。

は特例措置

地域協議会とは？

市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べるができる。
地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
(改正自治法 第202条の7)